

横浜市子ども青少年局会計年度任用職員（北部児童相談所虐待対応業務：臨時）
（日額・社会福祉職）募集要項（令和7年5月1日採用）

1 業務内容

- (1) 児童虐待通報に対する初期調査、面接、家庭訪問、関係機関訪問
- (2) 一時保護対応等のケース対応や児童、保護者への聞き取りおよび記録補助業務
- (3) 区役所や関係機関との連携を目的とした会議、カンファレンスへの参加
- (4) 児童虐待対応業務遂行に伴う事務処理
- (5) 福祉保健システムによる児童票、進行管理台帳、会議票の入力、作成
- (6) その他児童虐待に係る業務の職員の補助
- (7) 大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 勤務場所

横浜市子ども青少年局北部児童相談所（横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1）

3 応募資格

- (1) 社会福祉士職（次のア～エのいずれかに該当する者）
 - ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する者
 - イ 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - ウ 厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上を履修し、卒業した者
 - エ 福祉事務所（※1）において相談・援助業務の実務経験が5年以上ある者

（※1）福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所を指し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う事務所をいう。（例：区役所で保護業務を担当する部署、高齢者・障害者支援業務を担当する部署、児童相談所、更生相談所等）
- (2) パソコンの基本的な操作が可能であること
- (3) 窓口・電話対応ができること

4 募集人数

1名

5 勤務条件及び報酬

- (1) 任用期間
令和7年5月1日～令和8年3月31日
- (2) 勤務日・時間
月～金のうち週4日（国民の祝日、閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時00分（休憩時間 午後0時～午後1時）
- (3) 給与
日額 12,060円、期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額、上限 55,000円）を別途支給
※任用期間中に報酬が変更となる場合があります。
- (4) 休暇
年次休暇、夏季休暇等
- (4) 社会保険等
横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入。横浜市職員厚生会（任意加入）

※その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

裏面あり

6 応募方法

(1) 提出書類

申込書（所定様式）、作文用紙（所定様式）、資格を有していることを確認できる書類（履修証明書等）（写）様式は横浜市ホームページよりダウンロードできます。

※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

(2) 提出方法及び提出期限

郵送又は持参 **令和7年4月4日（金）正午（必着）**

※持参時の受付 月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時（閉庁日を除く）

※郵送の場合の送付先

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当あて

7 選考

(1) 選考方法 書類選考及び面接選考を実施します。

(2) 面接方法 令和7年4月9日（水）午前・11日（金）午前に予定

※日時は郵送にてお知らせします。

(3) 面接会場 北部児童相談所（市営地下鉄センター南駅から徒歩約5分、都筑区総合庁舎2階）

8 雇入時健康診断

内定者は雇入れ時に健康診断を受診していただきます。

9 その他

この募集は、令和7年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。

《お問い合わせ》横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電話 045-948-2441 / FAX 045-948-2452